

第5号様式（第12条関係）

芽室許可第1-71号指令

一般廃棄物処理業許可証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23

氏 名 有限会社 健勝重建

代表取締役 相 澤 政 則 様

令和7年3月5日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物のうち木くず（剪定木・流木）、伐根物、すき取り物（ボサ）
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建
許可期間		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地12 有限会社 健勝重建 処理施設
	その他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

令和7年3月25日

芽室町長 手 島

